

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	使用済み蛍光管等運搬業務
発注課	環境事業部 循環型社会推進課
選定事業者	日本通運株式会社 Eastカンパニー
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>使用済み蛍光管、乾電池及び水銀使用廃製品については、旧厚生省の諮問機関である「生活環境審議会適正処理専門委員会」の答申に基づき、公益社団法人全国都市清掃会議が、昭和61年に適正処理困難物の広域的な適正処理を図るための体制として「使用済み乾電池等の広域回収・処理計画」を構築しており、本市は本計画に参画し、使用済み蛍光管等の適正処理・リサイクル処理を実施しているが、当体制においては、運搬業務の委託先として上記選定業者が指定されている。</p> <p>以上より、契約の性質又は目的が競争入札に適しないことから、上記選定業者に特定する。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決定日	令和8年2月10日